

令和5年度高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託
企画提案評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和5年度高津区学校流域プロジェクト等推進業務の受託者の特定に当たり、提案の採否の審査等を行うことを目的に令和5年度高津区学校流域プロジェクト等推進業務委託企画提案評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 提案の募集要件、募集方法等
- (2) 受託者の特定に必要な事項（評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無、その他採点が同点の場合の取扱など）、審査の方法、日程等の決定
- (3) 提案の採否の審査及び評価
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、高津区副区長を充てる。

- (1) 高津区役所副区長（兼 まちづくり推進部長）
 - (2) 高津区役所まちづくり推進部企画課長
 - (3) 高津区役所地域みまもり支援センター担当課長（学校・地域連携）
 - (4) 高津区役所道路公園センター担当課長（協働・利活用推進）
 - (5) 川崎市環境局脱炭素戦略推進室担当課長
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理として会議に出席させることができる。

(受託事業者の特定)

第5条 委員会は、提案書の評価を行い、受託事業者を特定する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高津区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日にその効力を失う。